

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎市南部地域療育センターにおける不適切な職員の配置について

追加資料 1 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

川崎市南部地域療育センター不祥事検証委員会設置運営要綱

追加資料 2 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 職員数

平成30年5月30日

健康福祉局

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
川崎市南部地域療育センター不祥事検証委員会設置運営要綱

平成30年4月23日

(目的及び設置)

第1条 平成29年度に川崎市南部地域療育センターで発生した不祥事について、発生した原因と経緯を検証し再発防止策を講じることを目的として、南部地域療育センター不祥事検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検証委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 南部地域療育センターで発生した不祥事について、発生した経緯と原因について検証すること
- (2) 同様の事案が発生しないよう再発防止案について検討すること
- (3) その他法人のガバナンス強化に関すること。

(構成)

第3条 検証委員会は、理事長、常務理事、外部委員、事業担当参事・主幹をもって構成する。

2 外部委員は理事長が任命するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から南部地域療育センターで発生した不祥事に関する報告書が完成するときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、後任者が就任するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検証委員会に委員長1名を置き、理事長をもって充てる。

2 副委員長は常務理事をもって充てる。

(運営)

第6条 検証委員会は、次のとおり運営するものとする。

- (1) 検証委員会は、委員長が招集するものとし、必要に応じて開催するものとする。

(2) 委員長は、必要に応じて委員以外の関係職員を出席させ、意見を聴取することができるものとする。

(報告)

第7条 検証委員会の検討結果については、報告書にまとめることとする。

2 報告書は法人ホームページにおいて公表することとする。

(庶務)

第8条 委員会の運営に関する庶務は、事務局が処理するものとする。

(謝礼)

第9条 外部委員へは謝礼を支払うものとする。

2 謝礼の額は委員会1回の参加につき14,610円(税込)とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、検証委員会において協議し、理事長が決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

別表 検証委員会委員名簿

任期 平成30年4月23日～報告書完成の時まで

氏 名	役 職 名 等
成 田 哲 夫	理事長
石 田 和 久	常務理事(事務局長)
吉 澤 幸 次 郎	川崎グリーン法律事務所 弁護士【外部委員】
松 本 和 也	(株)福祉総研代表取締役【外部委員】
平 田 雅 之	障害事業統括参事(れいんぼう川崎所長)
日 野 修 子	障害事業統括参事(KFJ多摩所長)
佐 藤 奈 緒 子	高齢事業統括参事(ひらまの里ホーム長)
吉 田 和 江	保育事業統括主幹(さくらの木保育園園長)
松 本 圭 司	事務局体制検討及び人事体制強化参事(事務局総務課長)

(福) 川崎市社会福祉事業団 職員数 (平成30年4月1日現在)

職員数 (人)

正規職員	契約職員 (フルタイム)	契約職員 (パート)	計
533	253	249	1,035

市OBは職員8名 (保育園長、看護師) 役員3名 (理事長・非常勤理事・監事 各1名)

正規職員の勤務施設の内訳 (人)

障害施設	高齢施設	児童施設	事務局	計
278	153	92	10	533